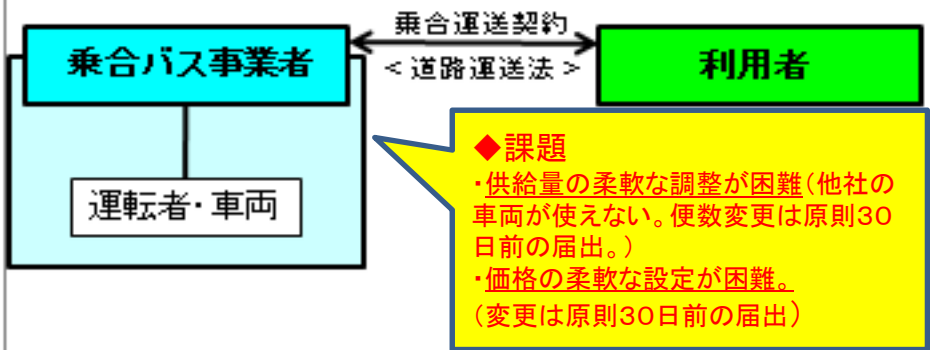
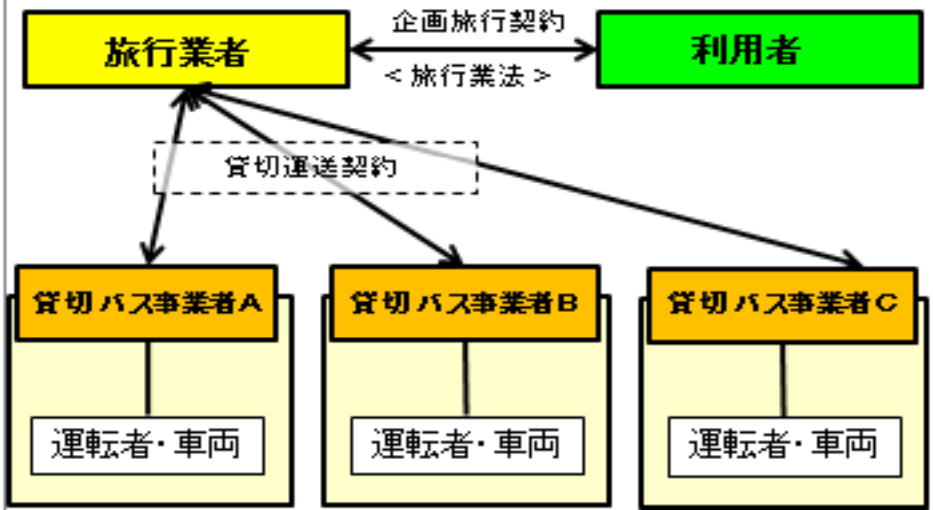


＜現在の高速乗合バス＞



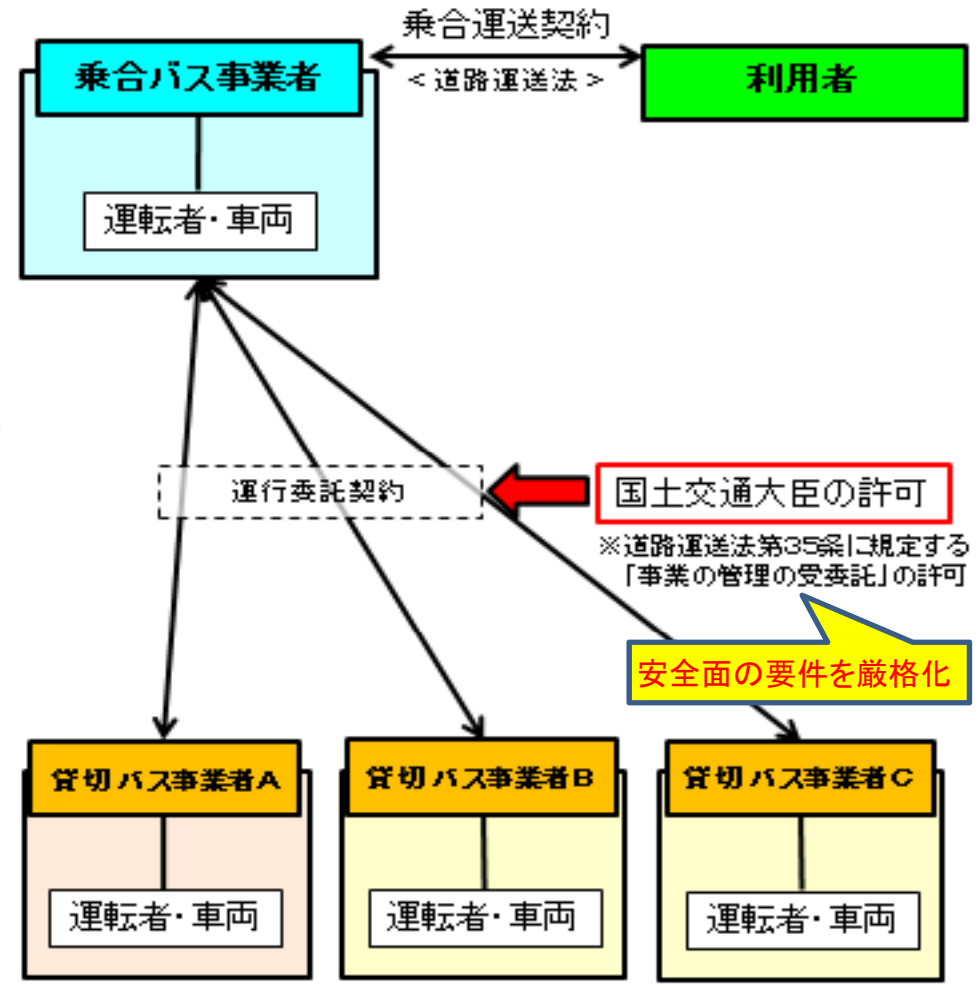
＜高速ツアーバス＞



◆課題：公道にバス停留所が設置できず、安全性の確保などの面でも課題。

一本化

＜新たな高速乗合バス＞



出典：「バス事業のあり方検討会報告書」（平成24年3月30日）

(1)貸切バス事業者への管理の受委託制度の整備①


高速乗合バス事業者が国土交通大臣の許可を受けて事業を他者に委託できる「管理の受委託制度」に、一定の安全確保措置を講じた上で、貸切バス事業者に対して委託できる類型を追加する。

項目	従来制度	新制度
委託者	乗合バス事業者 ※管理の受委託に係る運送の安全確保責任は委託者が負う。	
受託者	乗合バス事業者のみ	乗合バス事業者又は貸切バス事業者 ※貸切バス事業者が受託者となる場合は法令遵守状況等について要件を加重
委託できる範囲	委託者の高速乗合バス事業の 原則2分の1以内(一定の場合は3分の2以内)	
使用車両	委託者の車両のみ	委託者又は受託者の車両
安全確保措置	—	貸切バス事業者に委託する場合、運行管理者の兼務制限、安全管理規程に基づく委託者・受託者一体となった安全管理体制の構築(運輸安全マネジメントの実施等)等の通常求めている水準以上の安全確保措置を講じることを要求

(1)貸切バス事業者への管理の受委託制度の整備②

【参考：運行車両数の計算例(直営車両数の1倍以内を委託)】

委託者による 直営(両) (A)	乗合バス事業者 への委託(両) (B) (注1)	貸切バス事業者 への委託(両) (C) (注2)	運行車両数 (両) (D)
50	50	0	100
75	25	50	150
100	0	100	200


$$\text{委託車両数 (B+C)} = \text{直営車両数 (A)}$$

(注1) 委託者の車両を使用して運行

(注2) 受託者の車両を使用して運行

(2) 需要動向に対応した運行計画・運賃設定の実現

① 運行計画の事前届出期間の短縮

(増便等の実施までのリードタイムを短縮)

○高速乗合バスの運行計画(事前届出制) ⇒ 事前届出期間を実施の「30日前」から「7日前」に短縮。

② 運賃・料金の事前届出期間の短縮

(新たな運賃の実施までのリードタイムを短縮)

○高速乗合バスの運賃・料金(事前届出制) ⇒ 事前届出期間を実施の「30日前」から「7日前」に短縮。

③ 幅運賃の設定

○高速乗合バスの割引運賃について、運賃タイプ毎に、上限額と下限額(上限額の80%以上)の幅による届出を可能にする。旅客には確定額を事前に示した上で予約・決済する。

